

「海上自衛隊岩国基地「JMSDF/MCAS Iwakuni Friendship DAY 2018」における臨時店舗の設置及び経営」募集要領

標記について、出店を希望する業者は、次のとおり申請してください。

1 募集の内容

山口県岩国市岩国基地に所在する海上自衛隊岩国基地で実施する「JMSDF/MCAS Iwakuni Friendship DAY 2018」において、臨時店舗の設置及び経営業者を次に記載する諸条件に従い募集します。

2 設置等の概要

(1) 出店日時

平成30年5月5日（土）
午前7時から午後4時まで

(2) 出店場所

山口県岩国市三角町2丁目岩国基地 海上自衛隊岩国航空基地第3格納庫内

(3) 設置業種

山口県に縁がある飲食店営業及び特産物販売とする。

(4) 店舗数

最大店舗数15店舗

3 申請資格

(1) 申請資格

次のいずれかに該当する者のうち米軍岩国航空基地が定める立入条件を満たし、「(2)」を誓約し、「(3)」を遵守できる者

ア 岩国商工会議所の会員になっている者

イ 出店日に岩国航空基地内で営業をしている事業者

(2) 誓約事項

次の事項について、誓約書を提出できる者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びアからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようと

する者ではないこと。

(3) 遵守事項

ア 出店申請書において定める国との取決め事項を遵守できる者

イ 飲食店を営業する場合は、単一の加熱調理工程で行われる食品に限り提供すること及びその他関係法令が遵守できる者

4 設置施設の所在地及び名称

山口県岩国市三角町2丁目岩国基地 海上自衛隊岩国航空基地第3格納庫内

【重要】

5 公募説明会

本説明会に欠席又は遅刻された業者及び参加申込書にて事前に参加登録していない業者の方は、原則として公募に参加できません。

(1) 日 時：平成30年2月26日(月)午後2時00分から午後3時00分

(2) 場 所：中国四国防衛局岩国事務所会議室

(3) 住 所：山口県岩国市中津町2-15-7

(4) 携行品：募集要領(既配布資料を持参してください。)

(5) 説明会参加登録要領

参加希望者(各業者2名以内)は、FAX送信票下部の公募説明会参加申込書に会社名、氏名等を記入後、FAXにて平成30年2月23日(金)午後1時まで登録してください。

6 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置します。

(2) 販売禁止品目

飲食店を営業する場合は、単一の加熱調理工程で行われる食品以外は、販売ができません。また、公序良俗に反する物品の販売もできません。酒類等急きょ販売中止となる可能性があります。

(3) 設置業種

山口県に縁がある飲食店営業及び特産物販売とします。

ただし、飲食店営業において飲食に伴い発生するゴミを捨てるゴミ箱の設置及びゴミ処理は出店側の責任において措置するものとし、火気を使用する場合は使用場所及び使用方法等については、官側の指示に従うものとします。

(4) 店舗数

最大店舗数15店舗

(5) 1店舗あたりの面積等

1店舗あたりの面積は幅5.0m×奥行5.0mの範囲内とする。使用の際は持参したテントを設置し、併せて転倒及び強風についての対策を講じてください。また、食品を扱う店舗については併せて三方幕を設置してください。

なお、格納庫内の場所割りについては官側で決定します。

7 申請手続き等

設置を希望する者は、「(1)」の提出書類を「(2)」の提出先に「(3)」の提出期間内に提出してください。また、募集要領に記載されたフォーマットのとおり作成してください。

なお、提出された書類は、返却できません。

(1) 提出書類

ア 出店申請書(指定様式) : 1部

イ 事業計画書(指定様式) : 1部

ウ 付属書類 : 1部

- (ア) 発行後3ヶ月以内の戸籍抄本、住民票又は法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- (イ) 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可）
- (ウ) 発行後3ヶ月以内の印鑑証明書
- (エ) 営業許可が必要な商品を販売する場合は、都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
- (オ) 誓約書（指定様式）
- (カ) 役員名簿（指定様式）

(2) 提出先

- ア 岩国商工会議所の会員になっている者
岩国商工会議所
- イ 出店日に岩国航空基地内で営業をしている事業者
海上自衛隊岩国航空基地隊岩国生隊厚生班事務室

(3) 提出期間

期 間：平成30年2月27日（火）～3月12日（月）
時 間：午前9時から午後4時まで

8 選考の方法

提出された事業計画書に基づき、書類選考による審査を行います。（ただし、販売品目のサンプル提示を求める場合があります。）審査終了後速やかに審査合格者に対して連絡します。ただし、審査合格者数が最大店舗数を超えた場合は抽選としますのでご了承ください。
なお、審査結果については、異議を申し立てることができません。また、次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とします。

- (1) 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) その他、違反と認められる場合

9 業者決定後の手続き

「JMSDF/MCAS Iwakuni Friendship DAY 2018」における臨時店舗の設置及び経営の業者として決定されたものは、「(1)」の提出書類を、「(2)」の提出期限までに持参又は郵送して下さい。

- (1) 提出書類
国有財産使用許可申請書及び付属書類
- (2) 提出期限
郵送の場合は、平成30年3月12日（月）午前12時必着

10 その他

- (1) 決定業者に対する現場説明会及び入門手続きについては別途連絡します。
- (2) 本公募に関する連絡先及び書類提出先
住 所：〒740-8555山口県岩国市三角町2丁目 海上自衛隊岩国航空基地内
海上自衛隊岩国航空基地隊厚生隊 厚生センター2階
連絡先：TEL：0827-22-3181（内線6482）
FAX：0827-22-3181（内線6498）
担当者：北原、千屋